

[事案 21-81] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 22 年 7 月 22 日 裁定終了

< 事案の概要 >

銀行員の勧誘により変額個人年金保険に加入した際に不実告知があったとして、契約の取消しと払込保険料の全額返還を求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年 4 月、銀行員(募集人)の勧めにより、保険料一時払の変額個人年金保険に加入したが、勧誘に当り、下記のとおり、消費者契約法の不実告知があったので、契約を取り消し、払い込んだ保険料を全額返還して欲しい。

- (1) 当該保険商品は、元金がゼロになる可能性もある高リスク商品であるにもかかわらず、そのことを一切告知せず、銀行よりも高金利であることを謳い勧誘された。
- (2) 契約に当たって、パンフレット・設計書・注意喚起情報等についての説明が殆どないまま手渡された。設計書と契約書が同じ日付で、一切考える時間を与えていない。
- (3) 募集人は、当該商品が生命保険であることを契約日まで告知していない。

< 保険会社の主張 >

下記のとおり、募集経緯に特段の瑕疵はなく、申立人の主張する「消費者契約法の不実告知」の事実もないことから、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当該募集は、2 日間にわたって変額個人年金保険の具体的商品内容について説明が行われたものであり、申立人は募集銀行所定の確認書、当社所定の意向確認書を自らチェックした上で、申込書に自署・捺印し保険料の入金を行っている。
- (2) 募集人は、当該保険の商品内容について、パンフレット、設計書、契約概要、注意喚起情報を使い、運用実績がマイナスの場合は一時払い金額を下回ること、運用実績がゼロである場合には初期費用の 4%分マイナスとなるため据置期間満了時の積立金額は 960 万円となること、当該保険商品が値動きのある商品であることから元本保証でないこと、等について丁寧な説明を行っていた。
- (3) 保険設計書には例として上下(プラス又はマイナス)2.5%、5%の変動幅が例示されており、申立人は募集人から設計書による説明を受けていた。
- (4) 募集人は、面談の際に申立人に対してパンフレット・設計書を使って商品内容の説明を行っており、パンフレットには「個人年金保険・ 」と明記されており、当社の社名・会社概要も掲示されている。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では申立書、答弁書等や申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件においては申立人の主張するような消費者契約法第 4 条の契約取消事由も、民法上の無効理由も認定することはできない。したがって、本件申立内容は認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

1. 消費者契約法における取消事由が認定できるかという点について

- (1) 申立人の提出した「契約概要」には、本件保険の運用された場合の図面があり、運用実績が好調であった場合と低調であった場合とが記載され、低調である場合には積立金が一時払保険料を下回ることが記載されており、その下に 5 年と手書きされていることから、この図面で説明がなされ申立人はこれを認識していたものと推定される。また、設計書には、運用実績がマイナス 5 パーセントからプラス 5 パーセントまでの例が示され、単純に支払

った保険料に利息がつくものではないことも説明されており、申立人も説明があったことを認めていること等の事実を相手方会社の募集人は積立金が0になる可能性があるともまでは言わなかったにしても、運用リスクがあること、積立金が一時払保険料を下回る可能性があることを説明したものと推定できる。また、申立人の事情聴取によっても、これを否定する事実を見出すことはできなかった。

- (2) 申立人は手渡されたパンフレットにアンダーラインがなく、説明がなされなかったことは一目瞭然であると主張するが、パンフレット等にはポイントにおいてアンダーラインがあるなど説明があったと推定され、申立人の主張は客観的事実と矛盾するので、その主張事実を認定することはできない。
- (3) 申立人は考える時間を与えていないと主張するが、説明不十分という主張は漠然としており、消費者契約法のどの取消事由となるか否かを判断できない。申立人は、契約日以前にも3月に募集人と面会して説明を受けた事実を認めており、かつ、契約申込日には通帳と印鑑を持参して、自らの意思で出向いており、もし説明が不十分であれば、一旦中断して他日契約をすれば足りるのであり、説明不十分という申立人の主張には疑問がある。
- (4) 契約申込前に渡されたというパンフレットの説明部分には、明らかに大きく「個人年金保険」という記載があり、説明に用いられたことが明らかな図表にも死亡給付金額という記載があり、その他にも本商品が保険であることを示唆する記述がある。従って、保険であるという説明がなかったとは認められないし、仮に申込当日にのみ説明があったとしても、保険では契約しないという意味であるならば、その場で拒絶することは十分可能であり、このような事実をもって説明義務違反とすることはできない。

2. その他について

申立人は、上記「申立人の主張」記載以外にも各種の主張をしているが、その中心は「この契約は本来自分の意図したものではない」ということであるが、これは民法95条の錯誤の主張と理解できる。

しかし、申立人の供述によっても、契約前に申立人の希望とは異なる説明を受けたことは申立人も認め、かつ異なることを知って契約したのであり、契約時点において錯誤があったと認定することはできない。